## 第4回公文書管理委員会

日時:平成24年1月24日(火)13:00~

場所:大阪市役所地下1階第10共通会議室

塩見委員長 それじゃ、ちょうど定刻というのか、ちょっと早いかもしれませんが、 皆さんお揃いのようですので、第4回の公文書管理委員会を開会したいと思います。

開催に先立ちまして、傍聴の方が4名、ご希望があるそうです。併せて1名の方から録音の希望もあるそうです。この委員会は公文書管理条例32条規定によりまして、異議申し立ての調査審議以外は特段の支障がない限り公開で行うということになっておりますので、これを認めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

じゃ、入ってもらってください。

塩見委員長 それじゃ、傍聴の方もお入りになりましたので、今日はまた一段と寒い というか、冷たい日で大変ご苦労さまでございます。

今日は1名、吉川委員さんがご欠席ということですが、定足数を満たしておりますので、 ただ今から第4回の委員会を開催したいと思います。

先ほどご確認いただきましたけれども、この委員会、公開で行いますので、各委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。また傍聴にお越しの市民の皆さんも会議の公開の趣旨をご理解いただきまして、この会議をスムースに運営できるようご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

では、議事に先立ちまして、事務局から本日の配付資料と案件についての説明をお願いいたします。どうぞ。

今中文書担当課長 文書担当課長、今中でございます。座らせていただきます。 まず、本日お手元にお配りしております資料でございます。5種類ございます。

1つ目が議事次第及び出席者名簿、2つ目は資料2の大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準改正案及び市長が定める基準改正案について、それから3つ目が資料3、大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する議長が定める基準の改正について(諮問)、4つ目は資料4の大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が

定める基準の改正について(諮問)、最後に資料5、大阪市公文書管理条例でございます。 以上5点の資料でございます。不備はございませんでしょうか。

次に、本日の議事でございますが、まず初めに、大阪市公文書管理条例第7条第1項に 規定する議長が定める基準改正案と大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が 定める基準改正案につきまして、正式に諮問させていただきますので、併せてご審議いた だきたいと思います。その際、前回の委員会でご議論いただきました際に、次回委員会で ご説明させていただくこととなっておりました案件につきましてもご説明をさせていただ きますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

その他、事務局のほうで予定しております案件以外にも何かございましたら、意見交換をお願いいたしまして、15時ごろまでには終了してまいりたいと存じます。

それでは、よろしくお願いいたします。

塩見委員長じゃ、議事を進めてまいりたいと思います。

今お話しのように、議長さん、市長さんからの諮問がついておりますので、これに対して今日の審議を経て答申をしていくという、そういうことになろうかと思います。

では、最初の大阪市公文書管理条例第7条1項の規定する議長が定める基準改正案及び 市長が定める基準改正案について、事務局から説明をお願いいたします。

今中文書担当課長 ご説明申し上げます。

お手元の資料2をごらんいただきたいと思います。

この資料につきましては、前回の委員会でお示しさせていただいたものに、前回ご議論 いただきました際に懸案となっておりました内容につきまして、本市の考え方を追記した 形でお示しをさせていただいたものとなっております。

まず、3ページの3、(3)をごらんいただきたいと思います。

前回、委員の皆様から歴史公文書等に該当するかどうかの判断を職員が行うことに対して、客観性の確保の観点から、外部有識者なり第三者等の何らかのチェック体制が必要ではないかというご意見を頂戴いたしました。このご意見に対しまして検討した内容についてご説明いたします。

これまで行ってきました公文書館運営委員会の専門委員が判定する仕組みにつきましては、専門的な見地から選定されるもののみであって、職員の意見が反映されず、行政的な見地からの視点が欠落していることやすべての判定作業を専門委員が行うため、指定の事務手続に長期の期間を要することや指定を取り消すことができないなどの問題がございま

した。目まぐるしく変遷する時代にありまして、公文書の内容も随時変化することから、 それら公文書が歴史公文書等に該当するかどうかを迅速かつ柔軟に判断する必要性がある ことや行政的な見地からの意見を反映する必要があると考えております。したがいまして、 第一義的には職員が判断することとしながらも、職員の判断の妥当性を客観的に評価し、 より精度を高めていくため、外部有識者等の専門的な知見を有する方のご意見をお聞きす る体制を構築してまいりたいと考えております。

公文書管理条例第7条第1項の規定では、歴史公文書等に該当するかどうかを決定するのは、市長等の本市の機関となっており、具体的には各所属において歴史公文書等の該当性の判断を行い、文書担当課長との協議を行った後、歴史公文書等に該当しないと判断した文書分類のリストや実際の簿冊を外部有識者等に確認、意見を述べていただき、それを本市の機関が行う決定に意見反映させていくといった形になろうかと思っております。

また、職員間で判断の幅がどの程度ぶれる可能性があるのかというご意見もちょうだいしておりましたが、職員が作成又は取得する公文書のうち、担当業務に関わって毎年同種の公文書が発生する継続業務といいますか、通年業務に関する公文書は、一度判断を組織として統一しておけば職員間でぶれることはないのではないかと認識しております。また、例年に発生しない新規業務や突発的な業務に関する公文書等は、その都度、職員が判断し、文書主任や文書管理責任者の決裁を得る過程で組織として統一した判断ができるというふうに認識しております。

さらに職員の判断の参考となるように、基準の細目を随時職員がパソコンで閲覧できるように掲載するとともに、有識者等から頂戴いたしました意見を細目に追加するなど、事例の積み重ねにより内容を充実させてまいりたいと考えております。

また、職員の判断に関わって、前回、土谷委員のほうから、取得した公文書も職員が判断できるのかというご意見を頂戴しておりましたが、まず、取得する公文書の種類といたしましては、担当業務に関する通知文や申請書、届出書、会議等で受け取るもの等がございますが、例えば文書担当課の職員が公文書の管理に関して国からの通知を受けた場合などは、当該通知文が通常業務に関わる単なる事務通知であるか、制度の根幹をなすような重要な通知であるかなどの判断は可能と考えております。また区役所の職員が総務局の文書担当課から調査の照会文を受け取った場合につきましては、総務局において該当性を判断するため、区役所では該当しないこととなります。このように取得した公文書であっても、その大部分は担当業務に関するものと考えられることから、当該業務を担当する職員

が判断することは可能と考えております。

続きまして、4ページの(3)でございます。

こちらは、前回、野呂委員から30年保存に該当する公文書はすべて歴史公文書等に該 当することとなるのかというご質問をいただいておりました。

資料5の公文書管理条例の最後のところです。27ページの別表をごらんいただきますと、30年保存に該当する公文書の区分には、13番として1から12までに掲げるもののほか、本市の機関がこれらの公文書と同程度の保存期間が必要であると認めるものとの記載がございます。この13番に該当する文書分類につきましては、基準の(1)、(2)は含まれておらず、(3)又は(4)に該当するかどうかで判断をすることとしていることから、最終的には(3)又は(4)に該当しないものは抜け落ちる可能性があるということでございます。

資料2の4ページ、(3)の「したがって」以降を追記させていただきまして、前回の説明を補足させていただきたいと思います。

なお、現状のデータでございますが、現在、30年保存の文書分類数は1,769件でございまして、そのうち旧永年保存の文書分類と、元々の30年保存の文書分類で歴史公文書等に指定されているものは1,593件となっておりまして、約90%は公文書館へ引き継がれております。ただし、現在も30年保存の約10%に当たる176件の文書分類は、廃棄に回ることになっている現状でございますので、そういったものは引き続き収集しないものに該当するのではないかと認識しております。

続きまして、資料2の5をごらんください。

先ほど申し上げましたように、客観性の確保の観点から専門的な知見を有する方の意見を聴取する体制を構築するため、当該基準は平成23年度中に改正したいと考えておりますが、当該基準に基づき個別の文書分類が歴史公文書等に該当するかどうかの決定は平成24年度に行うこととしたいと考えております。したがいまして、平成24年3月31日現在、保存期間が30年である公文書で、同年4月1日時点で保存期間30年以上が経過しているものについても当該公文書の保存期間を延長しまして、平成24年度に歴史公文書等に該当するかどうかを新基準において判断することとしたいと考えております。

なお、判断の対象につきましては、 旧永年保存を含む30年保存の文書分類、 新規に作成された文書分類、 現在歴史公文書等である文書分類の取消の3点とし、既に歴史公文書等として決定されているものにつきましては、当該決定を取り消す場合を除き、引き続き歴史公文書等としてまいりたいと考えております。

また、基準の内容に関わりまして、重要なものと基本的なものが使用されているが使い 分けがされているのかどうかというご意見も頂戴しておりました。

基本的なものは旧基準から移行させた事項に使用しており、指定当時の資料等をさかのぼって確認しましたが、具体的に指定された理由を確認いたしましても、基本的なものでも重要なものが指定されているような傾向にあり、特に明確に使い分けをしていることは確認されませんでしたので、「基本的な」を「重要な」に置きかえても基準の趣旨は変わらないと考え、「基本的な」が使用されていた事項は「重要な」に修正をさせていただいております。

以上、前回いただきましたご意見をもとに、検討又は修正した内容等につきましてご説明をさせていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

塩見委員長 はい、ありがとうございました。

お聞きのように、前回、暮れの22日だったと思いますが、前回の委員会でこの基準案について色々ご検討いただいて、特に作成者あるいは取得者が判断するというその部分をめぐって、第三者というか、専門家というかの判断というものが、やはり必要ではないかというような点が前回の主要なご意見だったと思います。あと幾つかのことがあったと、それを事務局のほうで判断されて、今日のこの資料2の基準案は太字になっている部分が今回新しくなったということですね。

今中文書担当課長 はい。

塩見委員長 そういう点について今ご説明をいただきました。一番最初のところが(3)の指定に当たっての客観性の確保と、ここが一番中心的なところであったかと思いますし、あと4ページ目の(3)の後段、したがって以降と。それから5のところで、あと言葉の問題として重要な、基本的なというあたりも使い分けがあるのかというようなことで前回ありましたけれども、それについてこうしたというような辺りが今お聞きのとおりの検討内容であります。この太字に変えられた部分も含めた基準案について、これでよろしいかどうかということのご検討をいただいて、よろしいということになればこの内容で答申をしていくという、こういう本案の運びになろうかと思いますので、どうぞどの点からでも結構ですから、基準案全体についてご質問、ご意見をお願いしたいと思います。どうぞ。

一応、順番になっていますからどこからでもできましたら、3ページ目のまず(3)の指 定に当たっての客観性の確保という部分、一番、前回の話題に主としてなった部分だと思 います。それについてのまずその箇所はいかがでしょうか。

一義的には職員が判断をしていくということにしつつ、その判断の妥当性を客観的に評価して、より精度を高めていくために外部の有識者の専門的な意見を聴取する、そういう仕組みを考えていきたいと、こういう形で受けとめられたというふうに思いますが、いかがですか。ご質問、ご意見含めてで結構です。

はい、どうぞ。

澤井委員 少し確認といいますか、教えていただきたいんですけれども、大体、頭の中にイメージできるんですけれども、この3ページの(3)のところを行うことで、今までのやり方と具体的に何が変わるかという、そのことを少し例示的にといいますか、ここが違うんだということを教えていただきたいんですが。

今中文書担当課長 新しく文書分類ができたときに、専門委員さんに初めからお願いして、それが妥当性があるかどうかを判断していただいて、入れるものは入れるというような形になっておりました。ですので、今回は、まず職員がこういうふうな形でここに文書分類で入れていこうということを一義的にやっていって、迷うところとか、まず新しいものについてはここへ入れましたというところを確認していただくと。これで妥当性はどうでしょうかというようなことかと。専門委員さんに最終的に確認していただかないといけないのは、歴史的公文書に入らないというときに本当に入らないのか。入るという形で一回決定すると、それがずっと踏襲されていきますので、入らないという決定の場合にもう一度本当に入らないのかどうかという確認を重点的にしていただくと。入るという形で決定したものについては、公文書館のほうへ引き継がれますので、その後、もし特定歴史公文書としての価値がなくなったという状況になって、もし廃棄しようという場合については、またこの管理委員会のほうで諮らせていただくという結果になっておりますので、一義的には職員が決定して、それが間違いないかどうかを専門委員さんに見ていただくと。

これまでは始めからお願いしていた関係ですから、なかなか期間が長かったり、5年に1回の大きな文書分類の改正のときにしかしておりませんでしたので、なかなか時間もかかったりしていたわけです。これからについては、新しくできてきた時点で随時、一義的には職員が判定しながら専門委員に見ていただくと。当然、大きな改正がある5年に1回については間違いなくしていただかないといけないというようなことです。

塩見委員長 対象にならないというふうに職員が判断したそれが妥当かどうかという ことのチェックを。 今中文書担当課長 そうですね。それを重点的に。

塩見委員長 見ていただくのが主要にこの専門家の判断のポイントに、こういうことですね。

今中文書担当課長 はい、そうです。

塩見委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

小林委員 お聞きしたいんですが、職員の判断ということなんですが、この(3)の最後の段落のところには、職員、管理者の判断だけで行うのではなく、担当課長、協議、承認ということで、当該行為を行う職員、またその上の方がまた協議したり、承認したりということになりますので、要は専門委員の方、専門家の方が判断する対象というのは、もっと言うと、この担当課長の方の判断に対しての審査というか、後からのチェックという意味になるのでしょうか。

今中文書担当課長 まず、作成するところの職員につきましては、その所属の文書担当の者がおりますので、そこで一旦チェックが入ります。当然、どんな登録とか文書管理のシステムに関しましては文書担当課長、私でございますが、私のところに協議をしていただかないといけないというものについては、当然、随時あるんですけれども、最終的に歴文というようなことを決定する段階で、我々と所属との意見を踏まえながら、専門委員さんのほうに、本市としてはこういう形でやりたいというふうに見ていただいて客観性を確保していこうというふうに考えております。

土谷委員 今お話の中で旧基準から今回新しいやり方で変わる部分というのは、変えたいと思われている部分というのはわかったんですが、それが今回提案されている基準案の中では記載されているんでしょうか。

今中文書担当課長 この専門委員を入れるという部分……

土谷委員 それもそうですし、職員の方が判断されるということあるいは取り消しができるようにするということとか、結局ここで議論して決議していくことというのは、条例7条1項に規定する議長又は市長が定める基準を決議するわけですよね、ここで。その基準の中に今おっしゃられているようなことが入っていなければ、ここでは単にそのご説明を聞いただけで、結局、基準は基準で全然別のものということになりますよね。今ずっと議論されているのは運用の話ですか。

今中文書担当課長 そうですね。とりあえず基準としては今年度中に決めていきたい

ということで、今まで案をお出しさせていただいたものが基準になるというのが基本でございます。運用について、その基準が、正当性があるかどうかというところを第三者のほうでチェックしていただかないと、なかなかその基準に沿っての業務ができないというふうなことでございましたので、基準案についてはこの基準案でこの委員会で決定していただいて、その後の運用については、今回提案させてもらった内容で運用していくというふうなことでやっていきたいということでございます。ですから、この委員会として決定していただくのは基準案をまず決めていただきたいと。

土谷委員 そういうことですか。とするとこの基準案をここで決めても専門委員の方が判断するか、職員の方が判断するかどうかというのは全く無関係ということになりますよね。逆に言うとどういう方が判断されるかという運用の実際を聞いておいた上でこちらは基準を判断するという程度では理解できるんですが、結局、この運用のことを幾ら議論しても最終的な基準案にどう影響してくるのかなということを感じるんですが、判断権者とかあるいは取り消しできるかどうかということは基準案には書けないものなんですか。

その2つは難しいとしても、文書を簿冊単位にするのか、分類単位にするかということ の問題点を指摘されているんですが、基準案を見ると以下の公文書を言うと。公文書の区 分に掲げるもののうち以下の公文書に該当するものということなので、この基準案を見て も簿冊単位なのか、分類単位なのかもちょっとわかりにくいという気がするんですね。

塩見委員長 今のご指摘の点は、一番最初のときからちょっと出ていて、何となくちょっと気にしないという感じで来ているふうじゃないんですか。基準そのものとその基準を使ってだれが判断するかという部分は、結局、本体の中には入っていないわけですよね。それを動かすやり方みたいな話になって、そっちのほうが特に前回は非常に議論になったというところがあるものだから、余計、基準案の検討と言いつつ、何となくしっくりこないような部分があってというのはずっと引きずっている問題やと思います。

誰がというのは基準そのものとは違うのかということやね、あるいはその中に入ってはあかんのかという、こういうような辺りが今のご指摘ですよね。その辺をもう一遍ちょっときちっと説明しておいてもらったほうが、理解がよく行き届くような気がしますけれども、どうですかね。

基準案の検討と言いつつ、実は誰がという部分が、特に前回なんか時間半分ぐらい使って、主に話題になっているんですね。それについては確認する基準案そのものの中には書いていないわけですから、何か基準はその基準だという議論の過程と基準自体との関係み

たいなところがちょっとわかりにくくなっているというのは率直に言って確かやと思いますけれども。

小林委員 基準案そのものは、去年のときにお配りいただいたものということでよろ しいんですね。

今中文書担当課長 そうですね、はい。

土谷委員 文言はちょっと変えていただいているというか、基本的な。

今中文書担当課長 「基本的な」というところを「重要な」という形に変えております。

澤井委員 すみません、また何か戻るようで恐縮なんですけれども、もう一つきっちり頭に入らないので確認なんですけれども、何が変わったかということで、こういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

例えば、仮に従来は10の文書が生まれていると、それを外部の専門家も含めて、例えば10の中から2に絞り込んでいったとしますよね。今回は例えば、まずその現場でこれはこういう文書に当てはまるんじゃないかと分類基準をもってその10のうち、例えばですけれども、3を絞り込んだと。その結果を今度は専門家の方に10という母集団の中から3に絞り込んだんだというその結果を示すと。その判断が妥当かどうかということを問うと。そうするとそれでよろしいということもあれば、いや、3じゃなくてこれも入れるべきじゃないですかということで4になる可能性もあると、そういう違いだというふうにまずは考えてよろしいですか。

今中文書担当課長 そうですね、はい。

10あったものが、これまででしたら10をほぼ見ていただかないといけないということなんですけれども、さっきおっしゃったように10新たに発生したものが、そのうちの3が歴文だろうということをまず職員のほうが判断します。我々との協議の中でやっぱり4つじゃないですかというようなところもやりながら、ほぼ文書分類に対して間違いないなという判断があれば、そこの時点で基準に沿って歴文のほうへ入っていくんですけれども、その4つが。あとの6つをきっちりと、やっぱり専門委員さんに見てもらわないといけないかなというふうなイメージなんですけれども、そんな感じでおります。当然、結果としてはこうなりますということを全体は見ていただかないといけないんですけれども、職員の目から見たものがこうなんですというところも専門委員さんには納得していただきたいというようなことも含めたいなとは思っているんですけれども。

澤井委員 そういう質問をさせてもらったのは、別に最初の判断を疑っているわけじゃ全然ないんですが、例えば10のものを3に絞り込んだ結果、3だけもし示されたら、それが妥当かどうかというのはわかりませんよね。それで母集団をどういう形で示されるのかなというのが気になったんですけれども、母集団のタイトルをお示しになるということでしょうか、その中から3に絞り込んだんだという。

今中文書担当課長 母集団については当然これだけありますと。そこから……

澤井委員 それはこれだけありますという意味は簿冊の標題なのか、1件1件のタイトルなのかといいますと。

今中文書担当課長 簿冊になります。

私は歴文判定のときにオブザーバー参加した経験があるので、今のご質問 庄谷館長 に答えられるかどうか、適切に答えられるか心配ですけれども、まず資料が発生した時点 で、これまでの経験で行政の現場の方が総務局の文書担当課と相談して、そもそもそれぞ れの資料は1年保存か、3年保存か、5年保存か、10年保存か昔の表現で言えば永年保 存かという判断をされて、資料の標題に何年保存というのがスタンプで押してありますよ ね。それは過去の経験で判定をされた延長線上にあるわけですけれども、新しく発生した ものについては現物資料を歴文判定の専門委員と現場の担当者の方が話し合ってというか、 どういう目的でこの資料を使って、どの程度の頻度があってというのと過去にさかのぼっ て頻度があるか等々、歴史的見地に基づいて現場の職員の方が、係長か課長が報告して、 それをヒヤリング、歴文判定の外部の委員がヒヤリングをした後でジャッジをして、です から有期限のものから廃棄される心配があるもの含めて審議をして、有期限のものからピ ックアップと拾い上げる形で歴文判定は行っています。こちらのオブザーバーは公文書館 の館長、副館長又は調査員の中で、行政経験の豊富な調査員の方がそうすると。現場の職 員の人と外部の歴文判定員とディスカッションしているのを聞いて、我々に相談されるこ ともありますけれども、我々は判断に加わっておりませんので、コメントしない場合もあ りますし、する場合もありますけれども、その結果をどういう理由づけで有期限のものを 永久保存に切りかえるかという理由づけを文書化して、その場所でジャッジをして、それ でその次の段階では管理委員会の前身である館運営委員会に、館がついていますよね。運 営委員会に有期限のものを永年に変えたと、公文書館に保存するものに変えたものについ ては当然、その判定会議の出したもので新設させた書類の10%か15%は永年にシフトす る、そのパーセンテージはちょっと私、自信がないですけれども、経験的に。そういうリ

ストを運営委員会で最終的にジャッジして、行政部長の総務局長のほうに上げて最終決定されたというふうに歴史的経過からすれば、第一義的には現場と総務局の文書管理担当のほうは、何年にするかというところで判断がなされていますよね、歴史的には。それは歴文判定の委員の人たちと相互にディスカッションしてジャッジして、運営委員会でオーソライズするというスタイルをとっていますので、かなりこれまでの歴文判定のときとかは資料のライフサイクルからしても妥当であったんじゃないかと。そういう枠組みがほとんど検証されているわけですね。国の新しい基準を参考にして分類基準が作られたのではないかと、私はそういうふうに解釈しているんですが、お役に立ったかどうかわかりません。

林委員 先ほどの土谷先生のところに少し戻っていく形に、質問になるかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

先ほどの土谷先生のご質問は、今の資料 2 ですね、こちらで議論してきました 3 ページの(3)も中心として、こちらの資料 2 以下どのレベルの通達なり、それが附則なりあるいはこの資料 3 の中に書き込まれるべきものになるのかということかと思うんですけれども、私よくわからないんですけれども、そのあたりのことは。例えば、これはどういう形でこの文書をこちらのものが書かれていて、それが通達の形になるのかあるいはどういうことに、内部文書になるのかあるいは資料 3 の中の、今は、1 は基本的考え方で、2 は具体的な判断指針で、そのあと何もなく急にページが終わりますので、3 に具体的な運用方針となるのか、あるいはそれとは別の内部の文書になるのか、そのあたりを教えていただければと思いました。

塩見委員長 事務局どうですか、今の点。基準本体は本体として、今、前回から今日 にかけて議論になっている、言ってみれば基準の動かし方みたいなものですよね、誰がとか。そんなのはどういう性格のものとしてこの基準と伴って今後動いていくのかということですね。

上田行政部長 これは基準を定めてこの引き継ぎを行っていくときに、当然のことながら我々を含めてどういう方向で、この基準というのは文書がどこに該当するかという一定のテーブルだけですので、このテーブルの運用をいつどのような形でどういう格好で判断してそれがチェックされていくのかということについて、これは運用していくときの1つの内部通達的なことで各所属に運用して諮っていくという、そういう形で取りまとめていますので、7条の基準自体が本市の機関が決定しなければならない、それに当たっての考え方、それからここの指針という形でつくっております。

塩見委員長 基準本体とセットみたいなものとして機能しているというふうに受け取っておけばいいということですか。

上田行政部長 はい、ただ一部まだ今後検討していく部分がありますので、一部構築するという形になっていますけれども、これは例えばどんな体制をとってやっていくのかというのはもう少し実務的に詰めて、これが補完されていくというふうにご理解いただいたらいいのかなと思います。例えば何人ぐらいの方をどういうふうな格好で委嘱してやらせてもらうのか、それは例えば公文書館に置くのか、こちらに置くのかとか、そういう細かいところはさらに補完していく。でもこういう考え方でこの基準を運用していくというふうに考えております。

塩見委員長 まだこれからの課題が含まれているということですよね、それは。

上田行政部長 そうです。特に3の第1フレーズ、体制を構築するということになっていますので、この体制構築をどんな格好でするのかというようなことが含まれております。

塩見委員長 ということですが、よろしゅうございますか。ほかにご意見ございますか。

ほかにどうでしょうか。

土谷委員 さっきの話に戻るんですけれども、問題点で取り消しできないというお話でしたよね。今回新しい基準をつくったら取り消しができるようになるというふうなご理解なのですか。あくまで条例 7 条によると、保存期間満了前に歴史公文書等に該当するかどうかを本市の機関が決定しなければならないと条例上なっているのに、一旦決定されたものを取り消すことができるんでしょうか。

法的な細かい点は置くとして、事務局のほうでは今後は取り消しもしていこうというふうにお考えだったということですか。

上田行政部長 当該文書がですか。

土谷委員 はい。ここで問題点に書かれていて、指定を取り消す仕組みがないという ことを書かれていますよね。

事務局 取り消しといいますか、概念的には条例28条の廃棄に規定させていただいているんですけれども、そちらのほうで一度、歴史公文書と位置づけられたものについて、その後の時代要請、あるいは文書そのものの変遷に伴って、この規定をもって歴史公文書から個別で落とすというケースもあるということで運用を図ってまいりたいと思っていま

す。

野呂委員 よろしいですか。多分2つは問題があって、既に収集したものをもう重要でないから廃棄するという場合と、今までは一定の基準で収集していたけれども、もうその必要がなくなったから今後収集しないという形で、ある特定の文書がこの基準のこれこれに当たらないという判断をするというのか、その2つの問題があって、特に土谷委員からご指摘あったのは後者の方じゃないかというふうに感じたんですが、ちょっと私なりに整理すると、従来はその後者のケースについて、どういう手続でやるかという運用自体が決まっていなかったので、事実上はもう一旦決めたらそれでいくということで、とにかく収集、半永久的に続けると。ただ例外的に廃棄すると決まるという形でやってきたのを、重要性の評価が変わって、今後収集しないというときのための手続もきちんと整備しようという形で、運用指針のようなものを整備されたというふうに理解したらいいのかなというふうに僕は思ったんですけれども、ちょっとこういう理解で正しいんでしょうかということなんですが、いかがでしょうか。

塩見委員長 よろしいですか、事務局のほう、判断としては。

今中文書担当課長 先ほどの澤井先生の例えを入れますと、今議論しているのは新規 のものではなくて、これまで......

塩見委員長 対象としてきたものを。

上田行政部長 対象としてきたものを今後対象としない、例えば何とかに関する文書を今まで収集対象にしていた。ところがそれが変わっていく、このときは7条の2項で改廃しようする範囲のほうに入ってご意見をいただくという話になると思いますが、28条は今まで集めてきていた文書、既に入っている文書を破棄する場合は、こういう文書を破棄するということで、またこれは28条の2項の問題としてご意見をいただくということになるんかな。そういうご質問でした、すみません。

土谷委員 質問はそういう趣旨ですけれども、今の7条2項は多分違うと思うので、 7条2項は今回議論している基準の改廃の話ですから。

上田行政部長ですので、基準自体で例えばこのテーブル自体が変わって。

土谷委員 多分ここで問題点として指摘されていて取り消しとかをしたいと言われているのは、こういうお話ではなくて、ある公文書について、これまでは重要だと思っていたけれども、だんだん重要じゃなくなってきたというときも、一旦指定されてしまうとずっとそれを歴史公文書として保存し続けないといけないという場合に、ある時点以降の同

じ公文書については、もう歴史的公文書に当たらないとしたいというご趣旨ですよね。で すから、それについては別にこの基準を変えなくても、基準に従って歴史的公文書に該当 しないという判断ができればいいということですよね。

今中文書担当課長 はい。

土谷委員 そこはよくわかったんですが、結局、そういう一旦指定された公文書について次の同じような公文書が出て、その保存期間満了前に歴史公文書に当たるかどうかについて基準に従って判断していくと。その判断時期が5年なのか、1年なのかによって大分変わるという話ですよね。それと判断者が誰かで変わると。そういう運用を私どもは知らせていただいた上で、この基準案でいいのかどうかという議論をして結論を出すということになるんですよね、目的として本来は。条例の趣旨はそういうことですよね。

それでもう一つ、取り消しと判断権者は入らないのはわかるんですが、文書自体を簿冊にするのか、分類単位にするのかというのは、基準案を見たらこれは分類単位だというのはわかるんですかね。この基準案の具体的判断指針の公文書の区分と書かれているもの、この区分というのが文書の分類になるんでしょうか。文書分類単位というのは、こういうものなんでしょうか。

事務局 そうですね。基準に書かせていただいている公文書というのは文書単位になります。実際のその指定については分類単位で指定していくと。ただ、それが、公文書が分類を決めてそこにどんどん入っていくと、その分類単位がいわゆる歴史的な公文書に該当するのかどうか、そういうのを職員が判断して、それが専門委員の方に、また再度チェックをしていくと、そういう体制になるということです。

土谷委員 一般論としては条例があって、本来すべて条例で決めるべきですけれども、細かいことが決められないので基準案として委員会とかの意見を聞いて市長が定めるということになると思いますが、その基準案にも書けないと。つまり、完全に運用になってしまうということなので、できる限り基準案に書いたほうがいいんですよね。もう文書分類単位に指定するということを決めるんであれば、少なくともそれは基準案にその趣旨は書けると思うんですね。例えば、下記公文書の区分に該当する公文書を含む文書分類とかを基準にすれば、文書分類単位で指定するということは基準として明確になりますよね。

塩見委員長 ちょっとこの辺で事務局としてのお考えを少し整理して言っていただけますか。個別の前回から引きずっている、誰がというその辺については1つの考え方が出されたんで、これは、それで是か非かという問題があると思いますけれども、それと別に

誰がということなど、その他二、三のことを今の単位の問題など含めて、基準本体の中にセットの文書として機能していくんだという言い方が先ほど出ているんですけれども、書ける限りはやっぱり基準の中に入れたほうがええの違うかと、そのほうがすっきりするんじゃないかという、土谷先生、そういうことですよね。その中身として、誰がの問題とか、単位の問題とか、あともう一、二あるかもしれませんが、だから、そこはそういうふうにはならんのかどうなのか。ならないなら、ならないで先ほど部長のほうからはセットの形で生きていくと。だからまだ若干、課題も残っているんだけれどもという説明がありましたけれども、一応セットのものとして機能していくというお話が出ているんですけれども、基準本体の中に入るわけにはいかんのかどうかというあたりは、どうかと言われたらどうですか。

上田行政部長 先ほどの簿冊の話は、1つは、この公文書管理条例上は相互に密接する関連を有しというのは、6条の第1項で簿冊ごとに編集をしていく、その括弧書きで書いています密接な関連を有する期間を同じくすることが適当である公文書の集合体だと、これは文書分類のことを書いているので、その文書分類ごとに簿冊に編綴しますというのが第1項で、この基準の中では、基本的な考え方の中で、当該公文書を編集した簿冊は大阪市公文書館に引き継ぐという形になっていますので、両方合わせて読んでいただくと、そういうふうに定めがあるというふうになっておるんですけれども、そこをもう少し明確にというご趣旨であれば明確に書かせてはいただきますが。

塩見委員長 誰がという点はどうですか。

上田行政部長 誰がというのは本市機関はということになっていますので、条例自体 は。

土谷委員 そうすると、市長とか議長ということになりますよね、本市機関というと。 上田行政部長 そうなりますね。

土谷委員 ですよね、だからそれはもう多分当たり前の話で、最終決定権限者だと思います。本市の機関というのは市長又は議長だと思いますので、それは定義があると思います。

上田行政部長 それで内部的には専決規定で、それぞれその権限が下りていますので、 こういう書き方をしているんですが。

土谷委員 ですから、おっしゃるとおり基準に誰が決定するんだということは恐らく 書きにくいんだろうと思うんですね。ですから、ここではどなたが決定するのかという運 用を伺った上、この基準がいいのかどうかという判断にはなろうと思います。どうしてもであれば、基準の中に専門委員の意見を聞いて専門委員が重要だとみなした文書とかいうことを入れれば事実上ないかもしれませんけれども、そういうふうにはしにくいでしょうから、今後は職員の方が判断されるという前提で、この基準でいいのかどうかということを検討することになろうかと思うんですよね。

今さっき言われた簿冊のところが合わせて読んでいただいたらと言われたところがわかりにくいんですが、大阪市としては国みたいに簿冊単位ではなくて、文書分類単位で広く全部まとめて指定するという考えなんですよね。

事務局 簿冊ごとではなくて、分類で広く枠といいますか、同じ分類の中でも平成何年度の簿冊、翌年度の簿冊と、分類の中でも、そうやって幾つも同じ同種の年度ごとの簿冊が入っていきますので、簿冊ごとの指定ということじゃなくて、分類で枠ごとの指定というふうに考えておりました。

塩見委員長 よろしいですか、今の点は。

そういう、これまでの理解というか、やりとりを前提にしてこの基準案について判断していくという、そういうことになろうかと思いますけれども。

じゃ、あとこの資料2の2つ目、3つ目に出てくる太字の部分、そちらについてはいかがですか。4ページ目の(3)の後段、それから5番目の判断についてというところの、今日出されたものですけれども。

全体通してどの部分でも結構ですので、なおご意見、その他ご指摘ございますか。 ご意見ございませんか。

じゃ、先ほど来の前回から今日にかけての議論を少し整理して、それで確認させていた だきたいと思います。

基準、本体そのものは基本的なとか、そういう表現の部分が若干変わったとしても当初から出されたもの自体に変わりはございません。その基準をどう活用していくかというふうなことで資料2の文書があって、その中で特に前回から今日にかけての主に議論になった、誰が判断するかという部分については、従来のやり方とは変わって一義的には職員が作成若しくは取得の職員が判断をすると。そこで、この対象ではないという判断をされたものが、それで本当にいいのかということを主にして専門家のご意見を聴取することで判断の精度を高めていきたいと。その仕組みについては、今後、構築をしていくんだということで、なお、これからの課題として残っているということでしたね、誰がについては。

そのこと自体はちょっとやっぱり基準には入れにくいかもしれんからというご発言も出ておりますので、この基準自身には入らないとしても、基準本体といってみればセットみたいな何らかの文書としてそれはつくられて、それで実際の運用の際に離れてしまわないように扱っていただくということですね。そういうふうなことが1つ前提として、この会議としては基準案を判断していきましょうと。

それから、扱いの単位をどう考えるかについては、この条例のほうにも一応上がっている理解でいいのではなかろうかという事務局の話も出ておりましたので、そういうことでよろしいのかどうなのかというところがあろうかと思いますが、大体そういうふうなことで基準自体は、基準本体そのものの意義とか何とかというのは、余りここでは逆に出ていないわけですけれども、これをこういう内容でこの委員会としては認めていくという、そういうふうに考えてよろしゅうございましょうか。

ということであれば、この出されている資料3でしたか、この基準、それ自体の内容については、特にここで手直しをするという必要はないことかと思いますので、この中身で今日出されている諮問に対するこの委員会としての回答であるという形で確認をし、お答えをしていくという、そういう運びになろうかと思いますけれども、そんなふうに考えてよろしゅうございましょうか。いいですか。よろしいですか。

じゃ、そんなふうに入れさせていただこうと、この場で一応、諮問に対する回答、委員会としてはするという形になるんですね。なったほうがいいんですね。

今中文書担当課長 はい、できましたら。

塩見委員長 はい。じゃ、一応そういうふうになろうかと思いますけれども、なお、今の協議事項について、そういう前提で運びたいと思いますけれども、あとちょっと言い残したこと、その他ご発言がありましたら伺いたいと思います。それでよろしゅうございましょうか。

土谷委員 ちなみに、この基準は国の基準を使われているわけですよね。ですから、ほとんど国と同じ考えであれば同じ基準になろうかと思いますが、国と違うところはさっきから申し上げている簿冊にするのか、文書分類にするのか。国と違う判断でやるということであれば、そこの部分は国の基準とは違う基準の書き方になってもいいのかなと思います。

塩見委員長 また、ご検討になりますか。

上田行政部長 国の基準でありますし、今までの公文書館の運営の中で培ってきた基

準を文書にし直したものですから、ご理解をいただけたらと思うんですけれども。

塩見委員長 いや、運用に当たっての別途まとめられる文書のこれからの検討課題もあるでしょうけれども、その辺含めてできるだけそこで議を尽くした、この委員会の中での検討された事柄が継承されていくような、そういう内容にしていただくということをこの後の課題として前提にしまして、諮問で求められた基準自体については基本的に原案を変える意見まで出ておりませんので、その中身で答申をさせていただくということにしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

じゃ、この場でご回答をするという手順を踏ませていただこうと思いますので、よろしくお願いします。

今中文書担当課長 ありがとうございます。

塩見委員長 今配られていますけれども、求められているのは議長からと市長からと 2つあって、基本的にはごく1カ所か2カ所の違いだけでしたよね、この内容自体は。

今中文書担当課長 はい、そうです。

塩見委員長 相手が違うためにちょっと当然変わってくるという、その分以外は一緒のものですので、この2つに対しての答申、それぞれ個別の答申ということにさせていただきます。

じゃ、一応、委員長の私のほうから上田部長さんのほうに答申をお渡しするということ にさせていただきます。

上田行政部長 ありがとうございます。

塩見委員長 それじゃ、先ほどのこの後の伴う文書の作成の問題等、委員会の異論の プロセスを反映した形でお願いしたいと思います。

上田行政部長 はい、そういう形でここには反映させていただきまして、どのように 形で現場へ流したのかも含めて、個々の委員にはご報告させていただくような形でさせて いただきますので、よろしくお願いいたします。

塩見委員長 事務局から協議事項としてお出しいただいたのは以上のことなんですが、せっかくの機会ですし、委員の皆さんからこの委員会のことに関わって、あるいは大阪市における公文書の扱い、管理というふうなことについての何かお気づきのこと、その他ありましたら随時ご発言いただいて、それで終わりしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

林委員 第7条1項の先ほどの答申が終わった部分に関しまして、細目があって実際にその職員の方々に指示を出す際の表も前回のときに見せていただいたかと思うんですけれども、ぜひ、重要な案件につきましては、その他という項目を入っている分もありましたけれども、意識して項目を持っていただければというふうに思います。といいますのは、歴史の文書を実際に自分で使って調査をしていきますと、雑纂、雑とか、その他というものの中に、次の時代の行政の主流となるような考え方が一番最初にあらわれてくるということがございましたので、今の時点では、まだどんな文書でどんな事業なのかはっきりしないもののように関しまして、なかなか基準に合わなかったとしても残していただくように、一応よろしくお願いしたいと思います。

塩見委員長 そうですね。確かに雑というのは便利なようで、必ずしも使う段階では わかりにくさというのはあるので、また作っておかないと動かないという、そういうとこ ろが雑とか、その他の件だろうと思いますので。

上田行政部長 そこら辺は十分に意を払って作らせていただきますので。

塩見委員長 ほかどうでしょうか。何かございますか。

事務局のほうはどうですか、何かありますか。

今中文書担当課長 はい、日程を。事務局として昨年度から継続しましたご審議、本当にありがとうございました。今後の委員会につきましてでございますが、公文書管理法の施行を踏まえた本市公文書管理条例等の改正に伴う一連の文書管理に関する制度変更等も、委員の皆様方の活発なご議論をいただきまして確立できたと思っております。ありがとうございました。

なお、次回以降の委員会の開催予定でございますけれども、条例に定める調査審議をお願いする事項が生じました際に随時開催をさせていただくといったことになると思っております。その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

なお、異議申し立て等ございましたら、随時、委員会の部会のほうを、また開催しない といけないというような状況もございます。何らかの形で委員会の開催をするという場合 には、当然ご連絡をさせていただいてご協力を賜ることとなると思います。

それから、先ほどの運用の部分につきましても、できるだけ報告というような形で委員会が開催されるときにご報告というようなことも考えられるんですが、もし、審議の内容とかということがない場合も、一応ご報告という形でご連絡させていただいて、委員会を開催するかどうか、その時点でまた判断させていただきたいと思います。ご連絡は必ずさ

せていただきたいと思いますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。また意 見も頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

塩見委員長 じゃ、ほかにご意見ないようでしたら、第4回の大阪市公文書管理委員会、以上で閉会したいと思います。

どうもご苦労さまでございました。